

一宮市完全週休 2 日制・週休 2 日制工事実施要領 概要

- ①. 令和 5 年 4 月 1 日以降契約の建設部・まちづくり部・上下水道部の発注工事は原則、発注者指定型の週休 2 日の工事として発注。当初設計において、4 週 8 休以上達成の費用計上をし、現場完了後、未達成の場合は経費を変更する。

完全週休 2 日制：対象期間のうち、土曜、日曜、祝日に休工とする工事

週休 2 日制：対象期間の全日数の 28.5% (2/7) 以上を休工とする工事

※対象期間とは工期から長期休暇（年末年始等）や準備期間等を除いた期間

- ②ただし、下記の工事は除く

1. 公共建築工事費積算基準を適用する工事
2. 著しく施工期間が短い工事（施工日数が 10 日未満を想定）
3. 通年維持工事等小規模な現場が点在する工事
4. 緊急の応急復旧工事
5. 発注者が対象外とする作業を実施する期間が対象期間の大部分を占める工事
6. 経費補正を行う前の当初設計金額が 1000 万円未満の工事

- ③. ②のうち、1. 5. 6 については、受注者の希望で週休 2 日制の工事に変更できる。

- ④. 対象工事受注者は完全週休 2 日制か、週休 2 日制を選択する。施工途中での変更はできない。

- ⑤. 技術者の兼任について

従前：他工事との兼任をしない。ただし、兼任する工事も週休 2 日制の工事であれば可
今回：特に制限は無し（金額の制限のみ）